

やさしい国民年金相談室

シリーズ ⑭

障害福祉年金は

どんなときに受けられるか？

問 私の子供は現在二十一歳です。六歳の頃頭部外傷を受け、その後二年程度経過して以来、引き続き年に数回てんかん、ひきつけを起し、脳の発育が極めて悪い状態です。食事、入浴、洗面もほとんど自分でできず、十以上の数も数えられません。障害年金を受けられないでしょうか。

答 障害年金は、一定の保険料納付などの要件を満たしている人が国民年金に加入している期間にかかった病気やけがにより国民年金法別表の一級または二級の障害になった場合に支給されるものです。したがって、あなたのお子さんの場合は、二十歳前、つまり国民年金に加入する前に発生した障害です。障害年金は支給されません。なお、今後国民年金に加入中に不幸にして新たな病気やけがにより一定以上の障害の状態になったときには、障害年金が支給される可能性があります。

しかしながら、あなたのお子さんの場合、二十歳前に、しかももちろん他の公的年金に加入していない間に発生した障害ですので、障害の程度が国民年金法別表の一

級または二級に該当していれば、障害福祉年金が支給されることとなります。

つまり、障害福祉年金は、次のような人が国民年金法別表の一級または二級の障害者となった場合に支給されます。

- (1) 障害の原因となった病気やけがについて初めて診療を受けた日（初診日といいますが昭和三十六年四月一日前である人。
- (2) 初診日が二十歳前にある人
- (3) 明治四十四年四月一日以前に生まれた人。
- (4) 障害年金を受けるに必要な要件は満たしていないが、一定の要件を満たしている人。

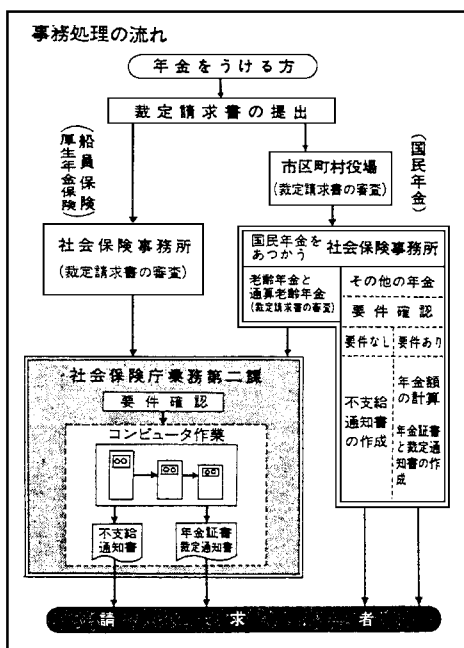
年金の裁定は

このように！

裁定請求書を提出してから年金証書をうけとるまでの事務の流れについてはつぎの図のとおりです。

年金の裁定は、全国のものですべて社会保険庁業務第二課で行っており、毎月の裁定件数は、約十万件というばう大な数にものばっています。

その他社会保険庁業務第二課では、早期裁定に最大限の努力を重ねて、裁定通知書と年金証書を、裁定請求書が社会保険事務所または市に提出されてから郵送期間を含



国民年金を繰上げ

請求する方へ！

めで、約二〜三カ月程度で請求者のお手許にお届けしています。しかし、二つ以上の年金手帳の番号があるなどのために被保険者記録の調査を要するものや、障害年金などの障害の状態を認定するものは、それ以上かかっているのが現状です。

なお、これはお願いになります。が、住所変更を伴わない金融機関の変更は事務量をばう大にし請求者に迷惑が及びますので、ぜひさけてくださるようお願いいたします。

老齢年金は原則として六十五歳から支給することになっており、その年金額も六十五歳を基準にきめられております。

しかし、六〇歳以上の人は、希望すれば六十五歳にならなくても繰上げて年金を受けることができます。

●繰上げて年金を受けると年金額が減ります。

六十五歳前に老齢年金を請求すると、年金額はその時の年齢によって、別表の率で計算されます。

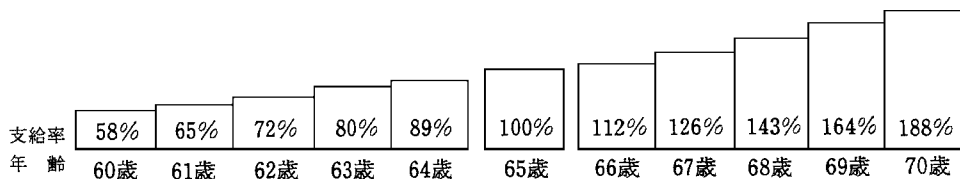
●年金額が引き上げられても減らされる率は変わりません。

年金額は、そのみなおしや物価スライドなどで引き上げられても減らされる率は一生そのままです。で、基準の年金額（六十五歳で請求した人の年金額）との差はだ

んだんひらいていきます。

●請求後の取り消しや変更はできません。

いったん繰上げ請求をすると、その取消しや請求日の変更は認められません。



繰上げ請求した場合の年金の支給率

繰下げ請求した場合の年金の支給率